

## 肱川の激特事業〔国管理区間〕の進捗を説明

～平成30年7月豪雨から4年が経ち、東大洲下流11地区の完成が目前～

平成30年7月豪雨で肱川流域が甚大な被害を受けてから4年が経ち、国土交通省と愛媛県では、「肱川緊急治水対策～つなごう肱川プロジェクト～」として、ハード・ソフト一体となった対策を進めており、その中で、概ね5年間の目標として、平成30年7月洪水を堤防より越水させない対策を全力で取り組んでいるところです。

ハード対策の中心である激特事業〔国管理区間〕では、東大洲下流11地区での築堤整備により、東大洲下流の目標達成がすぐ目の前のところまで来ました。

そこで、12月12日（月）に激特事業〔国管理区間〕の進捗状況について、大洲市長に対して東大洲地区の現場にて説明いたします。

当日は、報道各社の皆様にも、激特事業〔国管理区間〕の進捗状況についてご説明いたします。

1. 日 時：令和4年12月12日（月） 9：30～10：00
2. 場 所：東大洲地区激特事業箇所（別紙参照）
3. そ の 他：事前に報道関係の皆様の方数を把握するため、ご参加頂ける方はお手数ですが、下記問い合わせ先に、令和4年12月9日（金）17:00までにお申し込みください。

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

### 問い合わせ先

#### 【国土交通省】

肱川緊急治水対策河川事務所 Tel: 0893-57-6441(代)

副所長 久籾 勝明(内204)

● 工務課長 郷田 正博(内311)

●：主な問い合わせ先

# 別紙 東大洲地区激特事業箇所



出典: 国土地理院